解散公告（第二回）

当法人は、平成二十九年一月二十二日開催の社員総会の決議並びに徳島県知事の認可により、平成二十九年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月十一日

徳島県徳島市新内町一丁目九番地
医療法人イノコ歯科医院
清算人　猪子　寿夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十八年十一月二十六日開催の社員総会の決議並びに長崎県知事の認可により、平成二十九年二月二十七日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月十一日

長崎県諫早市永昌町一二番二号
医療法人こうの産婦人科医院
清算人　河野　前宣

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年二月八日開催の臨時大会の決議により同年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月十一日

東京都青梅市末広町二丁目九番地
東芝労働組合青梅支部
清算人　荒井　聡

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十九年三月十三日小金井市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

平成二十九年四月十一日

東京都小金井市桜町二丁目一番二二号（管理事務室）
小金井コーポラスマンション建替組合
代表清算人　根本　斉

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十九年二月二十二日広島県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月十一日

広島県世羅郡世羅町大字上津田一六三三番地一
清算法人世羅西町上津田土地改良区
清算人代表　大見　義輝

配当公告

福井県福井市和田中一丁目七一二番、商業登記簿上の本店所在地福井県福井市上細江町第二五号四五番地の一
破産者　株式会社ランドマーク

右の者に対する福井地方裁判所平成二十七年（フ）第二四六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金一八七、九八二、三五五円
一、配当することのできる金額
金二二、七一〇、〇二三円

平成二十九年四月十一日

福井市春山一丁目八番二号
破産管財人　宮本　健治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県福島市立子山字栃窪一二一番地、最後の住所福島県福島市立子山字岡窪三番地
被相続人　亡　伊藤ヨシ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十一日

福島県福島市花園町一番三〇号一階
相続財産管理人　弁護士　佐々木廣充

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県土浦市真鍋五丁目二〇九八番地、最後の住所茨城県土浦市真鍋五丁目一〇番九号
被相続人　亡　坂入　衛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十一日

事務所茨城県水戸市南町一丁目三番二三号カナザワビル五階
相続財産管理人　弁護士　武田　隆志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区東向島六丁目五一番地、最後の住所千葉県市川市曽谷一丁目一八番二一号
被相続人　亡　渡邉　信男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十一日

事務所千葉県千葉市中央区中央四―一二―一　KA中央ビル四階　エバー総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　菊地　秀樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県長生郡白子町五井一番地、最後の住所千葉県長生郡白子町五井二二五二番地一
被相続人　亡　岡澤　義徳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十一日

事務所千葉県茂原市道表六―八オフィスK二階　茂原総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　渡辺　智志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区堀ノ内一丁目五三〇番地、最後の住所東京都中野区南台三丁目六番一四―三〇八号
被相続人　亡　鈴木　一夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十一日

事務所東京都港区三田三丁目四番一八号二葉ビル一〇〇四号室わかば法律事務所
相続財産管理人　弁護士　面川　典子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県甲州市塩山一ノ瀬高橋二〇七番地、最後の住所山梨県山梨市一町田中一九七番地特別養護老人ホームサテライト桃源荘日川
被相続人　亡　伊藤　義亀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十一日

山梨県甲府市北口一丁目一番八号甲府北口ビル古屋法律会計事務所
相続財産管理人　弁護士　楠元　翔太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県富士市入山瀬六一八番地一、最後の住所静岡県富士市入山瀬六一八番地の一
被相続人　亡　井出　紀宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十一日

静岡県富士市中央町一丁目一〇番二号小長谷・石野法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小長谷　保

第６期決算公告

平成29年4月11日

東京都渋谷区桜丘町26番１号
株式会社サイトワン
代表取締役　佐々木　要

貸借対照表の要旨

（平成28年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,225
	固定資産	―
	合計	1,225
負債及び純資産の部	流動負債	873
	株主資本	352
	資本金	1,000
	利益剰余金	△647
	利益準備金	13
	その他利益剰余金	△660
	（うち当期純損失）	(156)
	合計	1,225